

独立行政法人水資源機構の概要

1. 沿革

昭和 37 年 5 月に水資源開発促進法及び水資源開発公団法に基づいて、産業の発展や都市人口の増加により用水を必要とする地域の広域的な用水対策を実施することを目的とする特殊法人（水資源開発公団）として発足。その後、昭和 43 年 10 月に愛知用水公団と統合して、現在に至る。

本年 10 月 1 日には、当該水資源開発公団を解散し、独立行政法人水資源機構として設立する予定。

2. 業務の概要

独立行政法人水資源機構は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とし、次の業務を行う。

- (1)水資源開発基本計画に基づく水資源の開発・利用のための施設の新築（水の供給量を増やすものは着手済み事業等のみ。）又は改築
- (2)次に掲げる施設の管理等
 - ・ 機構が新築・改築した施設
 - ・ 機構が承継した水資源開発公団及び旧愛知用水公団の設置した施設
 - ・ 上記施設との一体的な管理が水資源の利用の合理化に資する施設（委託に基づく場合）
- (3)委託に基づく水資源に関する調査等

* なお、独立行政法人水資源機構は、各事業（水道用水、農業用水、工業用水、治水）の目的等に従って厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省が所管する 4 省共管法人である。

3. 役職員数等

- (1)役員数 理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 5 人以内及び監事 2 人
- (2)職員数 1,883 名（平成 15 年 3 月 1 日現在水資源開発公団職員数）
- (3)予算規模 318,743 百万円（平成 14 年度）

独立行政法人水資源機構の中期目標（案）・中期計画（素案）について

1. 独立行政法人水資源機構の独法化のメリット

国民生活のライフラインである水道、農業及び工業用水を「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを理念とし、水の安定的な供給の確保を図るという公共公益的な役割を、民間企業的な経営感覚をもって効率的かつ自律的に遂行すること。

2. 中期目標の期間

4年6月間（平成15年10月1日から平成20年3月31日まで）

3. 中期目標（案）及び中期計画（素案）の主な内容

中期目標（案）

中期計画（素案）

業務運営の効率化

機動的な組織運営と職員のインセンティブ確保等による資質向上
情報化・電子化等を活用した効率的な業務運営
機動的な組織整備や効率的な業務運営による事務的経費の削減

国民・利水者サービスに徹した組織整備、能力や業績を適正に評価した新人事制度の導入
電子申請システムの導入、本社・支社・局・事務所の役割の明確化と業務の一元化
中期目標期間を通じて %の事務的経費の削減

業務の質の向上

計画的で的確な事業実施と的確な施設管理
総合的なコストの縮減
環境保全への配慮
関係機関との連携や国民への説明責任の向上

継続事業の的確かつ計画的実施
的確な日常管理・機動的な危機管理と関係機関との円滑な連絡・調整
水資源機構コスト構造改革プログラムを策定し徹底したコスト縮減（ %）への取り組み
「環境に関する行動指針」に基づいた積極的な環境保全への取り組み
事業に関する情報や水管理に関する情報等のきめ細かい提供、財務内容の国民・機関投資家への公開

財務の内容の改善

業務運営の効率化や業務の質の向上に配慮した予算の作成と業務運営の実施

予算（人件費の見積もりを含む）収支計画及び資金計画と短期借入金の限度額並びに重要財産の処分等に関する計画
剰余金の使途

その他重要事項

人員の適正配置による業務運営の効率化の実施
利水者の希望に応じた建設負担金の前払い方式の活用

人事配置の再編、人員・人件費の大幅な削減
利水者と調整のうえ、建設負担金の前払い方式の活用